

議案第28号

大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年2月20日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例

大網白里市介護保険条例（平成12年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「30,600円」を「31,800円」に改め、同項第2号中「39,780円」を「41,340円」に改め、同項第3号中「45,900円」を「47,700円」に改め、同項第4号中「55,080円」を「57,240円」に改め、同項第5号中「61,200円」を「63,600円」に改め、同項第6号中「73,440円」を「76,320円」に改め、同号ア中「合計所得金額（」の次に「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。」を加え、同項第7号中「79,560円」を「82,680円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「91,800円」を「95,400円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「97,920円」を「101,760円」に改め、同項第10号中「104,040円」を「108,120円」に改め、同項第11号中「110,160円」を「114,480円」に改め、同項第12号中「116,280円」を「120,840円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「27,540円」を「28,620円」に改める。

第12条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第7条中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の大網白里市介護保険条例第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。